

財務省令第八十三号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七号）の一部の施行に伴い、及び関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十六条の規定に基づき、関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日

財務大臣 安住 淳

関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

（関税定率法施行規則の一部改正）

第一条 関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項第四号イ中「第一二二二・二二二号」を「第一二二二・二二二号、第一二二二・二二二九号」に、同条第二項の表の物品の欄中「第一二二二・二二二二号」を「第一二二二・二二二二号、第一二二二・二二二九号」に改める。

（関税暫定措置法施行規則の一部改正）

第二条 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の表第一号中「第一一・一〇号、第一一・九号又は第一一・八・九号の二の（一）」を「第一一・一一号、第一一・一九号、第一一・九一号、第一一・九九号又

は第一 八・六号」に、同表第二号中「第一 三・ 号」を「第一 三・一 号又は第一 三・九号」に改め、同表第四号を次のように改める。

| | | |
|---------------------------------------|--|------------------|
| <p>四 法の別表第一の 六第二一項に掲げ る物品</p> | <p>関税率表第一二 二・三 号に掲げる物品のうち 殻付きのもの 関税率表第一二 二・四一号に掲げる物品のうち 関税率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもの 関税率表第一二 二・三 号に掲げる物品のうち 殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。） 関税率表第一二 二・四二号に掲げる物品のうち 関税率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもの</p> | <p>・七五 —</p> |
|---------------------------------------|--|------------------|

別表第二二・二二の項中「いつて」を「煎つて」に改める。

別表第一九・〇五の項中 「(2) その他のもの」
 第一一類又は第一九類
 に該当する物品以外の
 物品からの製造
 を

「(2) その他のもの」
 第一一類（別表第一九
 ・〇五項の(2)に掲げる

| |
|---|
| 物品の原産地において 第七類、第八類又は第 一〇類に該当する物品 から製造したものを除 く。又は第一九類に 該当する物品以外の物 品からの製造 |
|---|

に改める。

別表第二八・五二の項中「化合物（）」の下に「化学的に単一であるかないかを問わないものとし、」を加える。

附 則

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。